

## レポート「消費税の増税は農業経営にどう影響するか」

公益社団法人 日本農業法人協会  
専務理事 菊池 潤

### 1 消費税増税と低所得者対策の影響をどう予測するか

平成24年8月10日、民主党、自民党、公明党の3党合意に基づいて修正された消費税法改正法が通常国会で可決・成立し、同月22日に公布された。

同法は経済情勢を考慮しつつ、一定の条件付きで現行5%の消費税率を、平成26年4月1日から8%、平成27年10月1日から10%に段階的に引き上げる内容だ。

消費税の増税は社会保障の安定財源を確保することを目的とした措置であるから、税収は社会保障財源に充てられる。

また、消費税増税が国民生活に与える影響を緩和するために、何らかの低所得者対策も予定されている。

ここで想定すべきは、消費税の引上げと、新たな低所得者対策によって、事業者の商取引や納税事務に大きな影響が及ぶ可能性があるということだ。

農業経営にとっても心配なことがある。

例えば、国産農産物と輸入農産物の購買行動に不利な動きは出ないだろうか。

販売先との力関係で増税分を適正に価格転嫁できるだろうか。

納税額の新たな算出ルールで事務負担の増加や不利な商取引を強いられないだろうか。

予測される問題に備えるには、消費税の現行の仕組みを確認したうえで、日本農業法人協会の会員間で今後予想される影響を意見交換し、内外に情報を発信していく必要がある。

(参照)：[資料1] 付加価値税率の国際比較 (財務省作成)

### 2 現行の消費税納付額はどのように計算されているか

まず、現行の消費税の課税の仕組みを確認しておこう。

現行の納税額の計算には「帳簿・請求書等保存方式」が採用されている。

ただし、小規模事業者等の事務負担を軽減する観点から免税制度を始めいくつかの特例制度が認められている。

概要は以下のとおりだが、これが増税によってどのように変更されるのだろうか。

#### (1) 通常の納付額計算ルール

単一税率の日本で採用されているのは「帳簿・請求書等保存方式」である。

しがたって、納税者は自ら作成する帳簿上の数字を積み上げて、消費税納付税額を「(課税売上に係る消費税額) - (課税仕入に係る消費税額)」として計算する。

また、現行方式では、免税事業者(売上高1千万円以下の事業者)からの仕入であっても仕入税控除が認められる点が特徴だ。

一方、複数税率が導入されている欧州などでは「インボイス方式」が義務付けられている。

<消費税計算の2つの方式>

「帳簿・請求書等保存方式」	請求書等の保存を前提に、納税者が作成した帳簿に記載した税額を控除できる方式
「インボイス方式」	課税事業者が発行する書類に記載された税額のみを控除できる方式

(参照)：〔資料2〕主要国の付加価値税におけるインボイス制度の概要、〔資料3〕「請求書等保存方式」と「インボイス方式」（財務省作成）

## (2) 小規模事業者等への特例

納税事務の負担軽減への配慮から次の特例制度が導入されているが、実取引と納税処理に差異があることで、益税が発生するなどの問題も指摘している。

### イ 免税制度

基準期間の課税売上高が1千万円以下の小規模事業者は、免税事業者とされている。

### ロ 簡易課税制度

基準期間における課税売上高が5千万円以下の事業者は、みなし仕入率（業種に応じて50、60、70（※農林漁業）、80、90%）を用いて仕入税額を計算することができる。

### ハ 95%ルール

課税期間の課税売上高が5億円以下かつ課税売上割合が95%以上である事業者は、仕入税額を全額控除することができる。

## 3 消費税が有する構造的な特徴と問題

消費税については従来から①逆累進性、②価格転嫁、③納税事務負担などの特徴・問題が指摘されている。

税率の引上げに伴って、これらは商取引や会社経営に必ず影響を及ぼす。

これらの諸課題への対応策は、まさにこれから政府内で本格的に議論される。

逆累進性	<p>高所得者にも低所得者にも同一税率で課税されるため、所得が少ない人ほど税負担が重くなる。</p> <p>各政党・団体が低所得者対策に言及するのはそのためだが、消費税の逆進性を緩和する方策とはどのようなものか。一般的には次の4つが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 低所得者への給付付き税額控除（所得税控除＋控除困難分は給付）</li><li>② 食料品など生活必需品への軽減税率</li><li>③ 低所得者への給付制度</li><li>④ 高所得者への累進的な負担増</li></ul> <p>政党別では自民党と公明党は②を、民主党は①を主張している。</p> <p>①は理想的だが、前提として納税者番号制度が創設されないと導入は困難である。個人の所得・納税のデータ管理が強化される納税者番号制度に対しては警戒する意見も多く、導入は簡単ではない。</p> <p>②はEUやOECD諸国で広く導入されている。ただ、品目ごとの線引き、インボイスの導入による納税額算出ルールの変更、インボイスの発行が認められない免税事業者（売上高1千万円以下）が取引から除外される懸念など、制度設計上の課題は多い。自公政権はともに②を主張しているが、軽減税率の導入時期を巡っては、自民党は税率が10%になる平成27年10月を、公明党は税率が8%になる平成26年4月と10%になる平成27年10月の2段階を主張し、考えは異なっている。</p> <p>J Aグループは②の一種として「農産物にゼロ税率導入」を要望している。これは低所得者対策だけでなく、大きな購買力を持つ流通業界のバイイングパワーに対して「農業者が価格転嫁をすることは困難であろう」ことを見越した農家保護が狙いでもある。</p>
------	--

	我々日本農業法人協会がまとめた平成 24 年 3 月政策提言では、食料品購入カードの配付が好ましいとしている。これは③の一種である。
価格転嫁	生産者と大口需要者との取引では、大口需要者の立場が相対的に強いため、生産者が消費税を価格転嫁しにくいとの指摘が多い。消費税を価格転嫁できない生産者は、消費税分の負担を強いられ収益が圧迫されてしまう。これについては、政府側でガイドラインを作成したり、不当な取引に対する監視体制を強化してもらうしかない。
価格表示	業者間取引は「外税取引」が主流だが、「内税取引」も混在している。一方、消費者への小売段階では、平成 16 年 4 月から「総額表示（内税取引）」が義務付けられている。 「総額表示」は支払総額が明快である一方、消費者が本体価格と税負担額を認識し難いという欠点を持っている。 消費税の増税が社会保障財源の確保を目的とするのであれば、その税金の額を国民が認識するためにも、外税表示の方が望ましい。 「総額表示」で危惧されるのは、小売業者側が店頭の総額表示価格を 100 円に据え置いて農産物の納品を求めてきた場合、消費税率が 5%→8%→10%と引上げられる過程で農業者側が「量目を減らす」などの手を打てないと、価格転嫁ができないことだ。 農業を含めた中小零細企業からみると「小売段階も外税表示とされる方が価格転嫁は円滑に進む」とみるのが妥当であろう。
納税事務のルール	複数税率が導入されると「記帳・請求書等保存方式」から「インボイス方式」に変更されるだろう。インボイスの発行だけなら、これまで納品書や請求書を発行している法人経営なら比較的容易に対応できる。 しかし、今でも「外税取引」と「内税取引」の区分に応じて伝票処理をするなかで、さらに複数税率に対応した処理が重なってくる。とすると、やはり事業者の経理事務はより複雑になることは覚悟せざるを得ない。 もう一つ大きな心配がある。免税事業者はインボイスの発行が認められない可能性が高い。これは、課税事業者が免税事業者から仕入した場合に仕入税額控除が認められなくなることを意味する。そうなれば、免税事業者からの仕入は敬遠され、免税事業者は通常の商取引から排除されてしまうのではないか。インボイス方式ではこの点も心配される。

#### 4 事例ごとに影響を予測

アグリビジネス経営塾第 549 号(平成 24 年 11 月 8 日発行)では、森剛一税理士が消費税引上げによる影響について言及している。その後、日本農業法人協会の全国の会員からも色々な意見が届けられている。

ここでは、これらの指摘や意見をヒントにして事例ごとに影響を考えてみたい。

##### (価格転嫁について)

##### Q 1 消費税率の引上げ分を農業者が円滑に価格転嫁できるのか。

① 日本経済が長期のデフレ下にあることから、価格転嫁の問題が最も心配される。農業法人でも流通業者との力関係では非常に弱い立場にある。

農産物や加工品を買ってもらう流通業者との力関係で価格転嫁ができなければ、消費税引上げ分を値下げ販売することになり、収益性と資金繰りを悪化させる。

② これについて、政府は平成 24 年 10 月 26 日に「消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針」をとりまとめている。行政側が転嫁拒否への相談体制、調査体制を整備するのが内容で、相談窓口や調査官による調査などについて平成 25 年の通常国会に関連法案を提出するとされている。しかし、こうした対策だけで果たして価格転嫁が円滑に進むだろうか。

③ 価格転嫁でネックになる大きな障害は小売段階の「総額表示」である。消費税率が引き上げられると「総額表示」の価格は引き上げなければならない。しかし、小売段階では便乗値上げの誤解を避けるため「総額表示」の価格を簡単に引き上げない可能性がある。消費税還元セールとして PR されるかも知れない。この懸念を払拭するには、消費者段階を含めて「外税表示」で統一するのが最も効果的である。消費者は税抜価格で買い物を選び、レジでまとめて消費税を課税すれば問題はない。

ただ「総額表示」は平成 16 年に国が導入した制度であり、これを「外税表示」に変更するには相当なパワーがいる。

(注)総額表示の例

次のような類型があるが、食料品はほとんどが(a)の表示方法で税額を認識できない。

- |                     |                              |
|---------------------|------------------------------|
| (a) 980 円           | (d) 980 円(税抜価格 934 円)        |
| (b) 980 円(税込)       | (e) 980 円(税抜価格 934 円、税 46 円) |
| (c) 980 円(うち税 46 円) |                              |

④ 一方、業者間取引は「外税取引」と「内税取引」が混在しているが、中小零細経営が太宗を占める農業法人の価格転嫁を実効性のあるものとして担保するには、業者間取引は「外税取引」を義務化すべきであろう。中小零細経営が販売先と取引する際は税抜価格で契約し、取引高に応じて消費税を計算することに統一すれば、行政が実施する調査や監視活動も容易になる。

**【まとめ】円滑な価格転嫁のためには、業者間取引～小売段階までを「外税取引」に統一することが望ましい。最低でも業者間取引は「外税取引」を義務付けることが必要ではないか。**

(複数税率について)

**Q 2 食料品に軽減税率を適用する場合、その適用範囲をどこで分けるのか。**

① 軽減税率は生活必需品への税率を軽くすることで低所得者に配慮するのが目的だ。諸外国では高級食料品や嗜好品、外食は軽減税率の対象外とされているケースが多い。

(注 1) フランスの例：バター、バターチョコチップクッキー(ショコラの少ないもの)、冷凍餃子は 5.5%。惣菜は 7%。ショコラ、チョコクッキーは 19.6%。

(注 2) イギリスの例：食料品はゼロ税率だが、嗜好品や惣菜は 20%。

国産の食料品でも、高級和牛、ギフト用の高級フルーツ、高糖度トマト、松茸、本マグロ、などは贅沢品に類する。こうした品目を含めた全食料品に軽減税率を適用すると、低所得者対策だけでなく、高所得者の税負担を軽減する効果が生まれてしまう。

では高級品や嗜好品は除外し、一般の食料品のみに軽減税率を適用するとしよう。そうすると、輸入ビーフなど安価で販売される輸入食品は全て軽減税率が適用される一方、一部の高級な国産食料品には一般税率が適用される。そうなれば、消費者の購買行動は輸入農産物を使用した安価な商品に向かってしまう。

② 国内農業を保護するために、輸入農産物を除外して国産農産物だけに軽減税率を適用するというアイデアがあるが、貿易摩擦を引き起こすため採用は困難であろう。

③ 仮に、すべての食料品に軽減税率(現行の 5%)を適用すると、飲食料品は課税ベースの 4 分の 1 を占めるため、標準税率の 10%をさらに引き上げないと想定した税収

(社会保障財源)が確保できなくなる。JAグループが要望する食料品ゼロ税率も、標準税率が一層引き上げられる副作用を想定しないといけない。

**【まとめ】軽減税率は適用品目の線引きが難しく、場合によって国産農産物の購買行動に不利な影響を及ぼす可能性がある。また、標準税率の一層の上げといった副作用にも注意する必要がある。**

**Q3 軽減税率が導入されると業者間取引にどのような影響が出るか。**

① 軽減税率が導入されると「インボイス方式」で納税額を計算することになると思われる。課税事業者はインボイスを発行して、消費税納税額はインボイスを積み上げて「(課税売上に係る消費税) - (課税仕入に係る消費税)」で計算する。

インボイスはこれまで発行している納品書・請求書に課税事業者登録番号を付したうえで、品目毎の本体価格、適用税率、税額を表示して取引合計額を集計するような内容と思われる。

納品書 兼 請求書		(課税事業者番号 212 3654 876)			
株式会社 ○○商事 様			有限会社 □□農産		
品目	数量	単価	金額	消費税率	消費税額
こしひかり	200	350	70,000	5.00%	3,500
ミルクティークーン	150	340	51,000	5.00%	2,550
もみ殻くん炭	80	800	64,000	10.00%	6,400
合計			185,000		12,450
			消費税額	12,450	
			総計	197,450	

しかし、免税事業者はインボイスを発行できない（または消費税額の記載ができない）。これは、課税事業者が免税事業者から仕入をすると仕入税額控除を受けられず、課税事業者は売上消費税の全額を自社負担することを意味する。

このことから、インボイスが導入されると小規模経営である免税事業者が業者間取引から排除されることを懸念する指摘がある。

② 一方、経営の多角化で近隣農家の生産物を仕入販売、集荷販売している農業法人では、免税事業者からの仕入れが避けられない。稲作法人には近隣稲作農家の米を集荷しているケースが多い。その場合、農業法人は仕入に係る消費税相当額を控除できずに、消費税の負担が大きくなる。

森剛一税理士は、土地利用型農業の法人経営が支払う畦畔の草刈りなどの圃場管理費、農事組合法人が支払う従事分量配当のほとんどは免税事業者に対する支払いになるため、インボイス方式になると仕入税額控除が認められなくなり、これらの農業法人の税負担が重くなると指摘している。

**【まとめ】複数税率制で「インボイス方式」が義務化されると、免税事業者が取引から排除される可能性がある。また、免税事業者からの仕入が避けられない企業は、仕入税額控除ができずに税負担が重くなる。**

(複数税率と外食)

**Q4 外食は生活必需品と認められず標準税率の適用とされる場合、フードコートや立食いソバ屋、コンビニ内の飲食スペースなどの取り扱いはどうなるのか。**

① 飲食サービスを提供する営業を外食とするなら、フードコートや立食いソバ屋はセルフ形式でも外食営業に該当し、高い標準税率が適用される。

一方、コンビニの飲食スペースは購入した弁当を消費者が飲食する場所なので、弁当販売は食料品の購入(物販)として軽減税率が適用される……のであろうか。

② 弁当は軽減税率、外食は標準税率となれば、もしかするとフードコートはみな弁当売場に改装され、となりに共用休憩室が設置されて家族連れやカップルが弁当を食べるような光景が増える……かもしれない。

あくまでも想像であるが、お皿と弁当容器の違いで税率が異なるとなると、まか不思議な光景が出現するかも知れない。

**【まとめ】飲食サービスと物販の境目は微妙で、境目の決着次第によってはビジネススタイルが変化するかもしれない。**

(複数税率と委託販売)

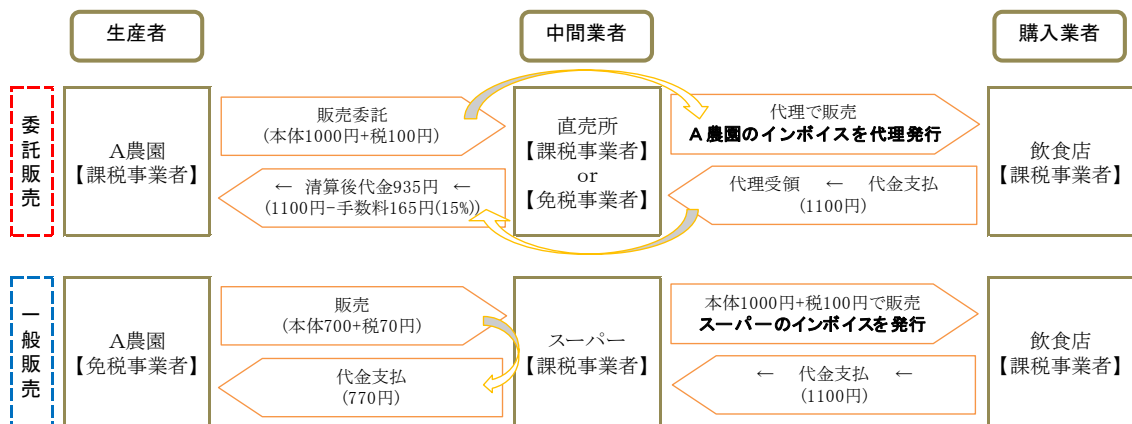
**Q5 日本では市場やJA、直売店を通じて委託販売される農産物が多いが、複数税率とインボイスの導入によってどのような影響を受けるか。**

① 我が国ではJAや市場、直売所を通して農産物を「委託販売」することが多い。その場合、インボイスを誰がどのように発行するかが問題になる。

ここでは、国が推進する6次産業化で増加している直売所を通じた「委託販売」と、スーパーへの「一般販売」を比較してみる。

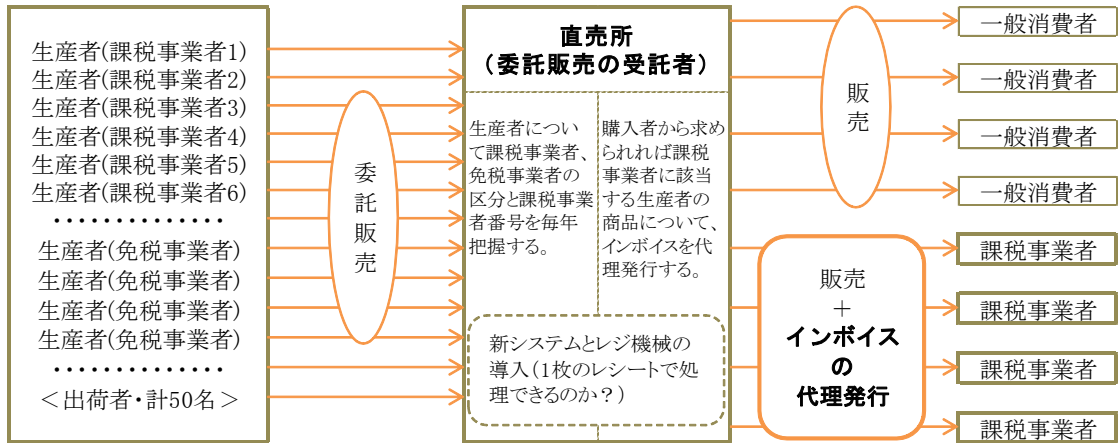
下図の「委託販売」では、飲食店に販売するのはA農園になる。直売所は委託販売の仲介業者としてA農園から15%の手数料を得るとともに、飲食店が課税事業者なら、A農園に代わってA農園の課税事業者番号を記載したインボイスを代理発行することが必要になる。

一方、「一般販売」では、A農園の農産物はスーパーが購入し、飲食店に販売するのはスーパーである。この場合に飲食店が必要とするインボイスはスーパー自身が発行すればよい。



② 心配されるのは農業者やJAが運営する委託販売を仲介する直売所のレジシステムである。直売店の来店者の多くはインボイスを必要としない消費者であろうが、課税事業者である飲食店が食材仕入に来店した際にはインボイスが必要になる。

現行の直売所のレシートには生産者番号、商品名、単価等が1枚にまとめて印字されているが、複数税率になるとバーコードで課税事業者と免税事業者を判別して、課税事業者である生産者分についてのみインボイスを代理発行するレジシステムが必要になる。多くの生産者と来店者をつなぐシステムはかなり複雑になるのではないだろうか。



③ ①と②の影響を考えると、複数税率とインボイスの導入によって、システム開発に対応できない直売所の「委託販売」は継続が困難になるのではないかと。すると農産物の流通形態が「委託販売」から「一般販売」に一層シフトすることになる。

大手流通業者やJAグループが独自に複数税率に対応したシステムを開発して、農業生産者はいずれかにグループ化されていくことも考えられる。

こうした事態は農業者の発言力の低下を招き、国が進める6次産業化は大きく後退する。

**【まとめ】複数税率とインボイスは「委託販売」市場に大きな試練となる。流通業者による農業者のグループ化などをひき起こす可能性もある。**

## 5 まとめ

これまで消費税増税の実施方法によって事業者が受ける影響を考えてきた。

納税は国民・事業者の義務であるが、日本農業法人協会としては食料の安定供給を担う農業経営が、円滑に商取引を継続できる環境を確保する活動に取り組んでいく。

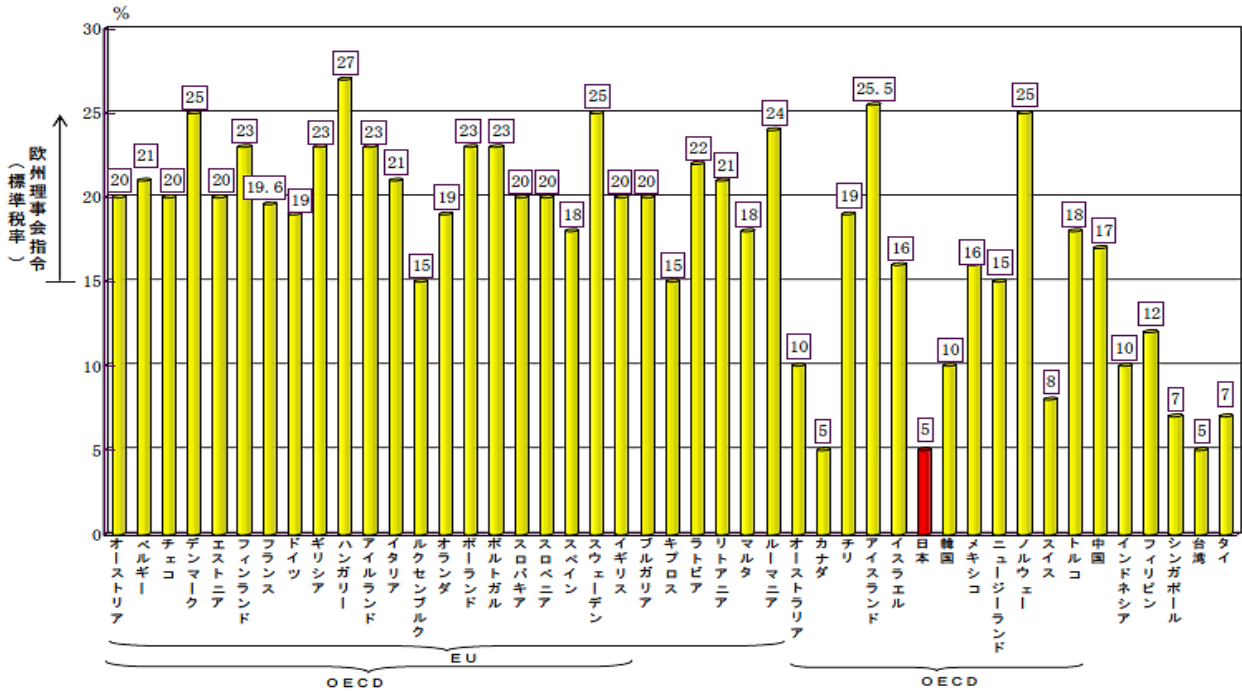
増税の具体的な実施方法と激変緩和策は新政権での議論が本格化するところであるが、図示する予測や影響を踏まえて、情報発信を続けていきたい。

時期	税率	政府の動向(予測)	筆者の意見
平成25年	5%	①増税の転嫁対策を決定 ②増税の低所得者対策を決定 (複数税率or単一税率のどちらを選択するか)	<p>▶転嫁には外税表示への統一が望ましい。特に、業者間取引は外税取引を義務化すべき。</p> <p>▶納税事務や商取引への悪影響を考慮すると単一税率が望ましい。 ▶複数税率(軽減税率)が導入される場合は、税率の区分、インボイスと納税額計算のルール、免税事業者への悪影響、委託販売への悪影響などについて意見をとりまとめ、十分な対応策を講じるよう国に訴える必要がある。</p>
平成26年4月1日	8%	<p>&lt;パターン1&gt; 軽減税率導入</p> <p>&lt;パターン2&gt; 暫定給付措置</p> <p>&lt;パターン3&gt; 暫定給付措置</p>	
平成27年10月1日	10%	<p>軽減税率の品目拡大</p> <p>軽減税率導入</p> <p>税額控除+給付(単一税率)</p>	

〔資料 1〕

付加価値税率(標準税率)の国際比較

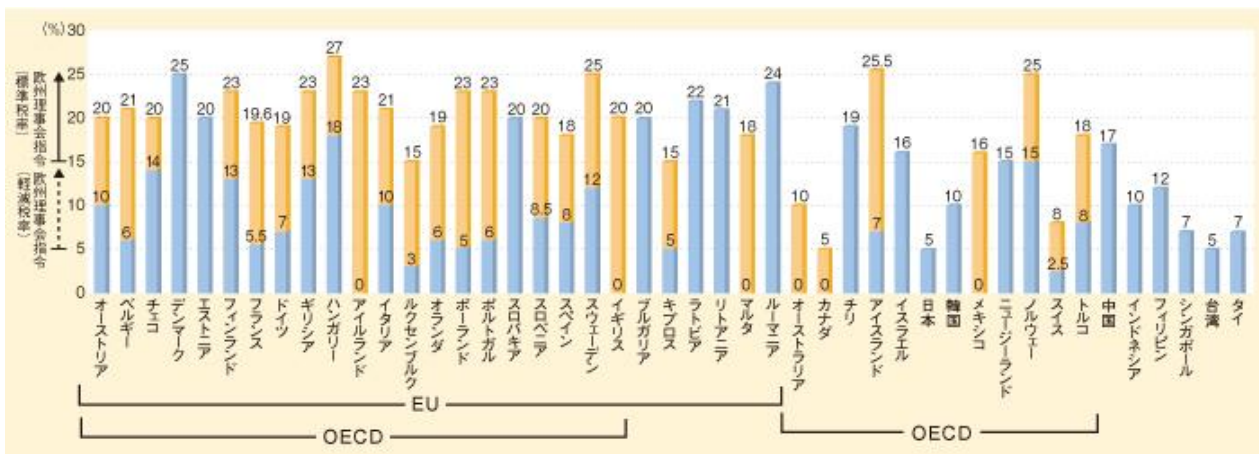
(2012年1月現在)



- (備考) 1. 日本の消費税率 5%のうち 1%相当は地方消費税(地方税)である。  
 2. カナダにおいては、連邦の財貨・サービス税(付加価値税)の他に、ほとんどの州で州の付加価値税等が課される(例:オンタリオ州 8%)。  
 3. アメリカは、州、郡、市により小売売上税が課されている(例:ニューヨーク州及びニューヨーク市の合計 8.875%)。

(出所) 各国大使館聞き取り調査、欧州連合及び各国政府ホームページ等による。

付加価値税率(標準税率及び食料品に対する適用税率)の国際比較



- (備考) 1. 上記中、■が食料品に係る適用税率です。なお、軽減税率が適用される食料品の範囲は各国ごとに異なり、食料品によっては標準税率が適用される場合があります。また、未加工農産物など一部の食料品について上記以外の取扱いとなる場合があります。  
 2. 欧州理事会指令においては、ゼロ税率及び5%未満の軽減税率は否定する考え方が採られています。

(その他は上表の備考、出所と同じ。)



〔資料2〕

主要国の付加価値税におけるインボイス制度の概要

(2012年1月現在)

国名	EC指令 <sup>(注)</sup>	フランス	ドイツ	イギリス	《参考》日本 【請求書等保存方式】
仕入税額控除	インボイス保存が要件  他の課税事業者に支払うべきまたは支払った付加価値税額は控除可(168条)	インボイス保存が要件  インボイス記載の税額を控除	インボイス保存が要件  インボイス記載の税額を控除	インボイス保存が要件  インボイス記載の税額を控除	帳簿及び請求書等の保存が要件 仕入れ等に係る税込価額から一括して割り戻す形(税込価額×4/105)で計算した消費税額を控除
発行資格・義務者	事業者(220条)  ※免税事業者は税額記載不可(289条)	事業者  ※免税事業者は税額記載不可	事業者  ※免税事業者は税額記載不可	登録事業者(登録番号が付与される)  ※非登録事業者(免税事業者)は発行不可	請求書等の発行者に制限なし
記載事項	①年月日 ②付加価値税登録番号 ③供給者の住所・氏名 ④発行番号(連続番号) ⑤顧客の住所・氏名 ⑥財貨・サービスの内容 ⑦税抜対価 ⑧適用税率・税額等(226条)	①年月日 ②付加価値税登録番号 ③供給者の住所・氏名 ④発行番号(連続番号) ⑤顧客の住所・氏名 ⑥財貨・サービスの内容 ⑦税抜対価 ⑧適用税率・税額等	①年月日 ②付加価値税登録番号 ③供給者の住所・氏名 ④発行番号(連続番号) ⑤顧客の住所・氏名 ⑥財貨・サービスの内容 ⑦税抜対価 ⑧適用税率・税額等	①年月日 ②付加価値税登録番号 ③供給者の住所・氏名 ④発行番号(連続番号) ⑤顧客の住所・氏名 ⑥財貨・サービスの内容 ⑦税抜対価 ⑧適用税率・税額等	【請求書等の記載事項】 ①年月日 ②書類の作成者の氏名又は名称 ③書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称 ④資産又は役務の内容 ⑤税込対価 ※税額の記載は任意
免税事業者からの仕入れ	—	インボイスに税額の記載がないため、仕入税額控除できない  免税事業者が税額記載した場合にも、税額控除不可(当該免税事業者には、記載税額の納付義務あり)	インボイスに税額の記載がないため、仕入税額控除できない  免税事業者が税額記載した場合にも、税額控除不可(当該免税事業者には、記載税額の納付義務あり)	インボイスがないため、仕入税額控除できない  非登録事業者がインボイスを発行した場合にも、税額控除不可(当該免税事業者には、記載税額の納付義務あり)	免税事業者が発行した請求書等の場合にも、税額控除を容認

(注) EC指令は、2007年1月より、それまでのEC第6次指令が改編されたもの。(内容について実質的な変更はなく、条文の構成や文言等が修正された。)

【資料3】

「請求書等保存方式」と「インボイス方式」

- 「請求書等保存方式」は、帳簿の保存に加え、取引の相手方（第三者）が発行した請求書等という客観的な証拠書類の保存を仕入税額控除の要件としているが、請求書等に適用税率・税額を記載することは義務付けられていない。
- 単一税率の下では、請求書等に税額が別記されていなくても仕入税額の計算に支障はないが、複数税率の場合、請求書等に適用税率・税額の記載を義務付けたもの（インボイス）がなければ適正な仕入税額の計算は困難。

**【日本】**  
請求書

24年4月30日 No.

株式会社〇〇商事 様 株式会社 △△商事  
千代田区霞が関3-1-1

商品名等について包括的な記載可

一定の期間内の取引をまとめて記載可

税込合計金額 ¥ 193,500-

品名	数量	単価	金額(税別)	税率	消費税額等	金額(税込)
4 1 食料品等						193,500
30						
合計						193,500

303 1199

税込価格のみの記載で可  
〔適用税率・税額の記載義務はない〕

**【イギリス】**  
A FULL TAX INVOICE

Sales Invoice No.174  
O×△ TRADE LTD  
From: Any Street, Any Town  
To: N.Obody, 222 The High Street  
London NE14 4PT

VAT Reg. No.987 6543 21

課税事業者の登録番号

Sale: Time of supply 16/01/2012 Date of issue: 19/01/2012

Quantity	Description and Price	£ Net of VAT	VAT Rate	Net VAT
6	Radios, SW15 @ £25.20	151.20		
4	Record Players @ £23.6	94.40		
6	Lamps, T77 @ £15.50	93.00	20	67.72
		338.60		
Total (Net):		338.60	Total VAT	67.72
		VAT	67.72	
TOTAL		406.32		

適用税率・税額の記載を義務付け

- 「インボイス方式」は、課税事業者が発行するインボイスに記載された税額のみを控除することができる方式。
  - ① 課税事業者は「インボイス」の発行が義務付けられており、また、自ら発行した「インボイス」の副本の保存が義務付けられている。
  - ② 「インボイス」に適用税率・税額の記載が義務付けられている。
  - ③ 免税事業者は「インボイス」を発行できない。したがって、免税事業者からの仕入れについて仕入税額控除ができない。

(注) 「インボイス」とは、適用税率や税額など法定されている記載事項が記載された書類。欧州においては、免税事業者と区別するため、課税事業者に固有の番号を付与してその記載も義務付けているが、「インボイス」の様式まで特定されているものではない。